○法務省告示第四百四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十五日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 名称 / 所在地 / 実習内容 ［略］ 富士コンクリート株式会社 / 北海道旭川市西神楽一線十四号二百五十三番地の八 / 型枠施工	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 名称 / 所在地 / 実習内容 ［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の「　」の記載は注記である。	

○法務省告示第四百五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十五日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 名称 / 所在地 / 実習内容 ［略］ ダイオープリンティング株式会社 / 東京都豊島区北大塚一丁目十三番四号 / 製本	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 名称 / 所在地 / 実習内容 ［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の「　」の記載は注記である。	

○法務省告示第四百六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十五日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］